

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 令和7年11月27日

【中間会計期間】 第14期中(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

【会社名】 株式会社安芸ゴルフ倶楽部

【英訳名】 AKI GOLF CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀川 昌利

【本店の所在の場所】 広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地6

【電話番号】 082-437-1115

【事務連絡者氏名】 取締役支配人 掛谷 直樹

【最寄りの連絡場所】 広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地6

【電話番号】 082-437-1115

【事務連絡者氏名】 取締役支配人 掛谷 直樹

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自 令和5年 3月1日 至 令和5年 8月31日	自 令和6年 3月1日 至 令和6年 8月31日	自 令和7年 3月1日 至 令和7年 8月31日	自 令和5年 3月1日 至 令和6年 2月29日	自 令和6年 3月1日 至 令和7年 2月28日
売上高 (千円)	251,077	243,222	251,950	496,011	477,300
経常利益 (千円)	29,052	24,266	18,455	49,618	35,285
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	19,390	17,511	13,112	35,275	26,382
中間包括利益又は 包括利益 (千円)	19,390	17,511	13,112	35,275	26,382
純資産額 (千円)	555,436	588,833	610,817	571,321	597,704
総資産額 (千円)	1,155,489	1,143,200	1,133,024	1,159,670	1,138,410
1株当たり純資産額 (円)	2,509.81	2,660.72	2,760.06	2,581.59	2,700.80
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	87.62	79.13	59.25	159.40	119.21
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	48.1	51.5	53.9	49.2	52.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,879	11,198	8,024	52,400	51,152
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	50,537	2,716	2,891	50,079	3,190
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	15,840	24,762	8,593	13,727	70,266
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	19,209	23,774	21,021	34,621	18,698
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (57)	16 (57)	17 (55)	17 (58)	17 (57)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自 令和5年 3月1日 至 令和5年 8月31日	自 令和6年 3月1日 至 令和6年 8月31日	自 令和7年 3月1日 至 令和7年 8月31日	自 令和5年 3月1日 至 令和6年 2月29日	自 令和6年 3月1日 至 令和7年 2月28日
売上高 (千円)	226,732	219,208	227,435	447,567	430,731
経常利益 (千円)	24,658	23,523	16,763	44,274	34,582
中間(当期)純利益 (千円)	16,586	17,113	12,107	31,936	26,103
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数：普通株式 ：会員権株式 (株)	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000
純資産額 (千円)	546,311	578,775	599,871	561,661	587,764
総資産額 (千円)	1,086,067	1,075,458	1,069,750	1,091,611	1,073,454
1株当たり純資産額 (円)	2,468.57	2,615.27	2,710.60	2,537.94	2,655.89
1株当たり配当額 (円)					
(1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	74.95	77.33	54.71	144.31	117.95
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	50.3	53.8	56.1	51.4	54.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (44)	15 (46)	16 (42)	16 (46)	16 (45)

(注) 1 当社は関連会社がないため持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和7年8月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
ゴルフ場部門	15 (42)
ゴルフ練習場部門	1 (13)
全社（共通）	1 ()
合計	17 (55)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)は当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 当社グループは、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、当該事業部門の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和7年8月31日現在

従業員数(人)	16(42)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)は当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、当該事業部門の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。なお労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。当社グループはゴルフ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の状況の記載はしておりません。

財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調でありましたが、一方において、物価の上昇、米国の関税政策及び不安定な国際情勢等、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループにおいては、引き続き従来からの営業施策を行うとともにゴルフ場のコース管理及び整備を行うことによりお客様に快適なゴルフライフを楽しんでいただけるように取り組んでまいりました。夏場の猛暑によるゴルフプレイの回避の影響もありましたが、前中間連結会計期間と比較して来場者数は増加となりました。

その結果、売上高は251,950千円（前年同期比3.5%増加）、営業利益は16,566千円（前年同期比12.0%減少）、経常利益は18,455千円（前年同期比24.0%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は13,112千円（前年同期比25.1%減少）となりました。

当中間連結会計期間末の資産の部は1,133,024千円となり、前連結会計年度末に比べ5,385千円減少いたしました。これは主に流動資産及び有形固定資産の減少によるものです。負債の部の合計は522,207千円となり、前連結会計年度末に比べ18,498千円減少いたしました。これは主に前受収益及び長期借入金の減少によるものです。純資産合計は610,817千円となりました。これは利益剰余金が増加したため、前連結会計年度末に比べ13,112千円増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は21,021千円となり前連結会計年度末に比べ2,322千円増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは8,024千円となりました。これは、税金等調整前中間純利益18,455千円、減価償却費12,448千円、前受収益の減少額 21,117千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは2,891千円となりました。これは定期積金の取崩による収入10,001千円、有形固定資産の取得による支出 4,600千円、その他投資活動による支出 3,239千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは 8,593千円となりました。これは長期借入金の借入による収入31,500千円、長期借入金の返済による支出 34,655千円、リース債務の返済による支出 4,175千円等によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

当社グループの実態に即した内容を記載するため、生産実績に換えて収容実績を記載しております。なお、受注実績につきましては、該当事項はありません。

(1) 収容実績

株式会社安芸ゴルフ倶楽部

ホール数 (H)	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)				当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)					
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	183	9,551	14,075	23,626	129.1	182	9,513	15,089	24,602	135.2

株式会社高陽ゴルフセンター

前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)			当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)		
営業日数 (日)	収容実績(名)	1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)	1日平均 来場者数 (名)
181	18,636	103.0	184	18,986	103.2

(2) 販売実績

区分	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
プレイ収入	168,773	97.0	174,858	103.6
レストラン収入	42,644	96.0	44,920	105.3
ショップ売上	9,470	99.6	9,268	97.8
会費収入	20,884	96.5	20,900	100.0
登録料収入	1,450	90.6	2,002	138.0
合計	243,222	96.9	251,950	103.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。中間連結財務諸表の作成に当たりまして決算日における資産、負債、収益及び費用の数値に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

中間連結財務諸表の作成に当たり用いた会計上の見積り及び仮定のうち、繰延税金資産の回収可能性については、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断しております。当該判断は、将来の利益計画に基づく課税所得の十分性を満たしている場合に、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するものとしております。これらの判断は、将来の利益計画に基づく課税所得等の見積りに依存するため、将来の不確実な経済情勢等の変動によりこの見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間連結会計期間の経営成績等の状況の概要は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」及び「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として少子高齢化に伴うゴルフ人口の減少があります。これに対処すべく次の取り組みを行ってまいりました。当社グループの主要事業であるゴルフ場は、株主会員2,183名、そのうち稼働会員1,600名となっており、非常に恵まれた環境にあります。この状況を維持すべく、会員制クラブとして会員様向けの各種イベントを充実させてまいりました。また、新たにゴルフを始めた一般ゲストのお客様の集客の取り組みとして、DMの発送、ホームページの活用をしてまいりました。これらの施策が来場者数確保に一定の貢献をしたものと考えております。今後も引き続き来場者数確保のための諸施策を行いたいと考えております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、現金及び現金同等物の中間連結会計期末残高が21,021千円となりました。なお、ゴルフ場施設は建築後36年を経過しており、今後、修理・改修が必要になった場合には、内部資金を利用するほか必要に応じてメインバンクからの借入れもしくはリースで対応したいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
会員権株式	230,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和7年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場・非登録	(注)2,3,5
会員権株式	220,000	220,000	同上	(注)1,3,4,5
計	230,000	230,000		

(注) 1 会員権株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 議決権

会員権株式の株主は、株主総会における議決権を有しません。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき10,000円を限度として分配を行います。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しません。

(4) 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとします。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会を要せずに行うことができます。

(5) ゴルフ場プレー権

会員権株主権とゴルフ場プレー権は、切り離し不能であります。

(6) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであること。

当社の運営する安芸カントリークラブ(ゴルフ場)の従来のクラブ組織を、任意団体から一般社団法人化することにより、クラブの組織と機能を強化します。これに伴い会員権株式の株主は、従来の任意団体であるクラブ組織ではなく、この一般社団法人となったクラブ組織に社員として加入します。

この一般社団法人定款上、この一般社団法人から当社に対して取締役1名を派遣することとしており、また当社としても、株主であり会員の組織でもあるこの一般社団法人からの社外取締役の派遣については容認しており、これにより会員権株式の株主は、一般社団法人を介して当社の経営を監視し、その資産を保全し、ゴルフ場運営にその総意を反映させることができるようになってきていること。

一般社団法人を介して会員権株式の株主の総意を反映させることにより、経営紛争が絶えず経営が安定しない、株主総会開催費用等の負担が増加するなどといった株主会員制度の問題点をあらかじめ回避できること。以上の理由により、議決権を有しないこととしております。

2 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に制限のない標準となる株式であります。

3 当社株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

4 当社は、会員権株式について、会社法第322条第1項各号所定の事項について種類株主総会の決議を要しないものとしております。

5 当社は単元株制度を採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和7年8月31日		230,000		10,000		

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	令和7年8月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
川上 智一郎	大阪府茨木市	6,500	2.94
堀川 昌利	広島県東広島市	5,000	2.26
新日本興産株式会社	大阪府茨木市宿久庄4丁目16-7-7	1,853	0.84
殿島 政博	広島県竹原市	1,500	0.68
岩本 義明	広島県広島市中区	700	0.32
佐伯 淑子	広島県広島市中区	700	0.32
有重 博文	広島県東広島市	700	0.32
計		16,953	7.66

- (注) 1 川上智一郎が保有している株式6,500株の内1,000株、堀川昌利が保有している株式5,000株の内2,000株、新日本興産株式会社が保有している株式1,853株および岩本義明、佐伯淑子、有重博文がそれぞれ保有している株式700株は、会員権株式であり議決権を有していません。
2 上記のほか当社所有の自己株式8,694株(3.78%)(全て会員権株式)があります。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	令和7年8月31日現在
			総株主に対する所有議決権数の割合(%)
川上 智一郎	大阪府茨木市	5,500	55.00
堀川 昌利	広島県東広島市	3,000	30.00
殿島 政博	広島県竹原市	1,500	15.00
計		10,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	会員権株式 211,306 (自己保有株式) 会員権株式 8,694		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	230,000		
総株主の議決権		10,000	

【自己株式等】

令和7年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式数) 株式会社安芸ゴルフ 倶楽部	広島県東広島市河内町入 野字大谷側11957番地 6	8,694		8,694	3.78
計		8,694		8,694	3.78

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)及び中間会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、公認会計士 小林明弘氏により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,310	36,131
未収入金	8,867	11,523
棚卸資産	4,890	3,847
その他	2,216	3,663
貸倒引当金	53	53
流動資産合計	58,231	55,113
固定資産		
有形固定資産	1, 2 1,067,652	1, 2 1,064,874
無形固定資産		
その他	188	188
無形固定資産合計	188	188
投資その他の資産	12,338	12,847
固定資産合計	1,080,178	1,077,910
資産合計	1,138,410	1,133,024
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 60,828	2 65,452
リース債務	5,624	3,355
未払金	12,308	17,461
未払費用	7,184	7,122
未払消費税等	4,968	7,649
未払法人税等	6,981	4,759
預り金	5,034	5,231
前受収益	28,468	7,350
流動負債合計	131,398	118,381
固定負債		
長期借入金	2 379,676	2 371,897
長期未払金	11,290	11,433
リース債務	8,440	10,644
預り保証金	9,900	9,850
固定負債合計	409,307	403,826
負債合計	540,706	522,207

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	207,793	207,793
利益剰余金	390,343	403,456
自己株式	10,432	10,432
株主資本合計	597,704	610,817
純資産合計	597,704	610,817
負債純資産合計	1,138,410	1,133,024

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日)
売上高	243,222	251,950
売上原価	137,512	144,815
売上総利益	105,709	107,135
販売費及び一般管理費	1 86,877	1 90,568
営業利益	18,832	16,566
営業外収益		
受取利息	1	29
助成金収入	1,411	2,536
受取賃貸料	398	444
保険解約返戻金	5,660	219
その他	934	1,274
営業外収益合計	8,406	4,503
営業外費用		
支払利息	2,959	2,462
その他	11	152
営業外費用合計	2,971	2,615
経常利益	24,266	18,455
特別利益		
有形固定資産売却益	2 1,928	
特別利益合計	1,928	
税金等調整前中間純利益	26,194	18,455
法人税、住民税及び事業税	8,902	4,759
法人税等調整額	219	583
法人税等合計	8,683	5,342
中間純利益	17,511	13,112
非支配株主に帰属する中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益	17,511	13,112

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
中間純利益	17,511	13,112
中間包括利益	17,511	13,112
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	17,511	13,112
非支配株主に係る中間包括利益		

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 8 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	207,793	363,960	10,432	571,321
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			17,511		17,511
当中間期変動額合計			17,511		17,511
当中間期末残高	10,000	207,793	381,472	10,432	588,833

	純資産合計
当期首残高	571,321
当中間期変動額	
親会社株主に帰属する中間純利益	17,511
当中間期変動額合計	17,511
当中間期末残高	588,833

当中間連結会計期間(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 8 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	207,793	390,343	10,432	597,704
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			13,112		13,112
当中間期変動額合計			13,112		13,112
当中間期末残高	10,000	207,793	403,456	10,432	610,817

	純資産合計
当期首残高	597,704
当中間期変動額	
親会社株主に帰属する中間純利益	13,112
当中間期変動額合計	13,112
当中間期末残高	610,817

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	26,194	18,455
減価償却費	13,992	12,448
固定資産売却益	1,928	
保険解約益	5,660	219
保険解約損		144
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	
受取利息	1	29
支払利息	2,959	2,462
売上債権の増減額(は増加)	2,872	2,656
棚卸資産の増減額(は増加)	319	1,042
その他の資産の増減額(は増加)	1,524	1,500
未払消費税等の増減額(は減少)	704	2,680
未払金の増減額(は減少)	1,402	4,958
前受収益の増減額(は減少)	21,421	21,117
その他の負債の増減額(は減少)	865	609
小計	15,634	17,279
利息の受取額	1	29
利息の支払額	2,853	2,303
法人税等の支払額	1,584	6,981
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,198	8,024
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の預入による支出	2,500	1,500
定期積金の取崩による収入	1,000	10,001
有形固定資産の売却による収入	2,942	
有形固定資産の取得による支出	10,364	4,600
保険積立金の解約による収入	13,781	2,229
その他	2,142	3,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,716	2,891
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	11,400	31,500
長期借入金の返済による支出	30,374	34,655
リース債務の返済による支出	4,737	4,175
割賦未払金の支払による支出	1,051	1,262
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,762	8,593
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,847	2,322
現金及び現金同等物の期首残高	34,621	18,698
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 23,774	1 21,021

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

株式会社高陽ゴルフセンター

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

0社

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～31年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を耐用年数としております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる

金額で収益を認識しております。

プレイ収入、レストラン収入は、顧客のゴルフ施設等の利用又はレストラン利用を履行義務として識別しており、顧客のゴルフ施設等の利用又はレストランを利用した時点で収益を認識しております。

ショップ売上は、物品等の販売を行っており、物品等を顧客に引き渡した時点で顧客が当該物品等に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると識別しており、顧客に物品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過とともに充足されるため期間按分により収益を認識しております。

登録料収入は、会員資格を付与することの対価であり、顧客への会員資格の付与を履行義務として識別しており、顧客への会員資格登録手続が完了した時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間期及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間期の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
有形固定資産の 減価償却累計額	342,187千円	354,636千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
建物	78,871千円	63,452千円
土地	84,121 "	84,121 "
コース勘定	799,254 "	799,254 "
計	962,247千円	946,828千円

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	39,056千円	39,056千円
長期借入金	263,644 "	244,116 "
計	302,700千円	283,172千円

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
役員報酬	19,930千円	19,470千円
給料及び手当	11,091 "	10,424 "
支払手数料	5,948 "	7,260 "
租税公課	5,188 "	5,135 "
減価償却費	5,018 "	6,197 "
地代家賃	3,456 "	3,493 "

2 有形固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
車両運搬具	1,928千円	千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間連結会計期間末 (株)
普通株式	10,000			10,000
会員権株式	220,000			220,000
合計	230,000			230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間連結会計期間末 (株)
会員権株式	8,694			8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間連結会計期間末 (株)
普通株式	10,000			10,000
会員権株式	220,000			220,000
合計	230,000			230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間連結会計期間末 (株)
会員権株式	8,694			8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
現金及び預金	45,285千円	36,131千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	21,511千円	15,110千円
現金及び現金同等物	23,774千円	21,021千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてゴルフ事業におけるゴルフカートであります。

リース資産の減価償却の方法

4. 会計方針に関する事項「(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「未払金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、預り保証金については、市場価格がなく、かつ相手先ごとに返済時期を正確に予測することは困難であり、合理的にキャッシュフローを見積ることが極めて困難であることから記載を省略しております。

前連結会計年度(令和7年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	379,676	365,606	14,070
(2) 長期未払金	11,290	11,278	11
(3) リース債務	14,065	13,690	374
負債計	405,032	390,575	14,457

当中間連結会計期間(令和7年8月31日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	371,897	370,039	1,858
(2) 長期未払金	11,433	11,372	60
(3) リース債務	13,999	13,508	491
負債計	397,331	394,920	2,410

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(令和7年8月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和7年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		365,606		365,606
長期未払金		11,278		11,278
リース債務		13,690		13,690
負債計		390,575		390,575

当中間連結会計期間(令和7年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		370,039		370,039
長期未払金		11,372		11,372
リース債務		13,508		13,508
負債計		394,920		394,920

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、長期未払金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(令和7年8月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 金利関連

前連結会計年度(令和7年2月28日)

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引			
	支払固定・受取変動	302,700	263,644	(注)
合計		302,700	263,644	

(注) 金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は「金融商品関係」に記載の長期借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(令和7年8月31日)

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引			
	支払固定・受取変動	283,172	244,116	(注)
合計		283,172	244,116	

(注) 金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は「金融商品関係」に記載の長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(令和7年2月28日)

連結子会社は、土地賃貸借契約に基づき使用する土地の一部について、契約解除時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該土地は連結子会社の事業継続に不可欠であり、開業以来現在に至るまで契約の更新中であり、今後も解除の予定はありません。よって、長期借地予定で使用期間が明確でなく、当該ゴルフ練習場を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため資産除去債務を計上しておりません。

当中間連結会計年度(令和7年8月31日)

連結子会社は、土地賃貸借契約に基づき使用する土地の一部について、契約解除時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該土地は連結子会社の事業継続に不可欠であり、開業以来現在に至るまで契約の更新中であり、今後も解除の予定はありません。よって、長期借地予定で使用期間が明確でなく、当該ゴルフ練習場を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

(単位:千円)

	プレイ収入	レストラン収入	ショップ売上	会費収入	登録料収入	合計
顧客との契約から生じる収益	168,773	42,644	9,470	20,884	1,450	243,222
その他収益						
外部顧客への売上高	168,773	42,644	9,470	20,884	1,450	243,222

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

(単位:千円)

	プレイ収入	レストラン収入	ショップ売上	会費収入	登録料収入	合計
顧客との契約から生じる収益	174,858	44,920	9,268	20,900	2,002	251,950
その他収益						
外部顧客への売上高	174,858	44,920	9,268	20,900	2,002	251,950

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、4. 会計方針に関する事項「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりあります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位:千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
契約負債(期首残高)	28,802	28,468
契約負債(中間期末残高)	7,381	7,350

契約負債は、会員より会員資格に基づく年会費を一括徴収した年会費収入の前受金です。年会費収入は、一年間(11月1日から10月31日)にわたって履行義務が充足するものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度(月単位)に基づき収益を認識し、前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。従って、期首の契約負債の残高及び連結事業年度開始後に一括徴収した年会費収入のうち当中間連結会計期間に対応する金額が収益と認識され、残りは中間連結会計期間末の契約負債残高となり、下半期の収益認識に伴い取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年2月28日)	当中間連結会計期間 (令和7年8月31日)
(1) 1株当たり純資産額	2,700円 80銭	2,760円 06銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	597,704	610,817
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	597,704	610,817
普通株式の発行済株式数(株)	230,000	230,000
普通株式の自己株式数(株)	8,694	8,694
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式(普通株式と同様の株式を含む)の数(株)	221,306	221,306
(うち期末の普通株式数(株))	10,000	10,000
(うち期末の会員権株式数(株))	211,306	211,306

	前中間連結会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
(2) 1株当たり中間純利益	79円 13銭	59円 25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	17,511	13,112
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	17,511	13,112
普通株式の期中平均株式数(株)	221,306	221,306
(うち期末の普通株式数(株))	10,000	10,000
(うち期末の会員権株式数(株))	211,306	211,306
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当中間会計期間 (令和7年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,507	15,468
未収入金	8,988	11,689
棚卸資産	4,841	3,791
その他	2,161	3,583
貸倒引当金	53	53
流動資産合計	36,445	34,480
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 131,919	1 131,919
減価償却累計額	53,048	55,564
建物(純額)	78,871	76,355
構築物	8,816	8,816
減価償却累計額	6,337	6,508
構築物(純額)	2,478	2,307
機械及び装置	56,493	61,093
減価償却累計額	49,601	51,223
機械及び装置(純額)	6,891	9,870
車両運搬具	27,837	27,837
減価償却累計額	12,358	15,580
車両運搬具(純額)	15,478	12,257
工具、器具及び備品	21,153	21,153
減価償却累計額	20,705	20,756
工具、器具及び備品(純額)	448	397
リース資産	81,275	85,012
減価償却累計額	68,767	71,577
リース資産(純額)	12,507	13,435
土地	1 84,121	1 84,121
コース勘定	1 799,254	1 799,254
建設仮勘定		1,333
有形固定資産合計	1,000,051	999,332
無形固定資産	40	40
投資その他の資産	36,917	35,897
固定資産合計	1,037,008	1,035,270
資産合計	1,073,454	1,069,750

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当中間会計期間 (令和7年8月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 55,848	1 60,472
リース債務	5,538	3,269
未払金	12,135	16,945
未払法人税等	6,798	4,543
その他	42,792	2 25,384
流動負債合計	123,113	110,616
固定負債		
長期借入金	1 343,231	1 337,527
その他	19,345	21,735
固定負債合計	362,576	359,262
負債合計	485,690	469,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	207,793	207,793
資本剰余金合計	207,793	207,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	380,403	392,510
利益剰余金合計	380,403	392,510
自己株式	10,432	10,432
株主資本合計	587,764	599,871
純資産合計	587,764	599,871
負債純資産合計	1,073,454	1,069,750

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 6 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日)
売上高	219,208	227,435
売上原価	116,915	124,160
売上総利益	102,293	103,275
販売費及び一般管理費	84,724	89,100
営業利益	17,568	14,175
営業外収益	1 8,712	1 4,956
営業外費用	2 2,756	2 2,367
経常利益	23,523	16,763
特別利益	3 1,928	
税引前中間純利益	25,451	16,763
法人税、住民税及び事業税	8,810	4,543
法人税等調整額	473	112
法人税等合計	8,337	4,655
中間純利益	17,113	12,107

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10,000	207,793	207,793	354,300	354,300	10,432	561,661	561,661
当中間期変動額								
中間純利益				17,113	17,113		17,113	17,113
当中間期変動額合計				17,113	17,113		17,113	17,113
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	371,414	371,414	10,432	578,775	578,775

当中間会計期間(自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10,000	207,793	207,793	380,403	380,403	10,432	587,764	587,764
当中間期変動額								
中間純利益				12,107	12,107		12,107	12,107
当中間期変動額合計				12,107	12,107		12,107	12,107
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	392,510	392,510	10,432	599,871	599,871

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～31年
構築物	10年
機械及び装置	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

プレイ収入、レストラン収入は、顧客のゴルフ場利用又はレストラン利用を履行義務として識別しており、顧客のゴルフ場利用又はレストランを利用した時点で収益を認識しております。

ショップ売上は、物品等の販売を行っており、物品等を顧客に引き渡した時点で顧客が当該物品等に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると識別しており、顧客に物品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として識別しており、当該履行義務は、時の経過とともに充足されるため期間按分により収益を認識しております。

登録料収入は、会員資格を付与することの対価であり、顧客への会員資格の付与を履行義務として識別しており、顧客への会員資格登録手続が完了した時点で収益を認識しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当中間会計期間 (令和7年8月31日)
建物	78,871千円	63,452千円
土地	84,121 "	84,121 "
コース勘定	799,254 "	799,254 "
計	962,247千円	946,828千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年2月28日)	当中間会計期間 (令和7年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	39,056千円	39,056千円
長期借入金	263,644 "	244,116 "
計	302,700千円	283,172千円

2 消費税等の取扱い

前事業年度(令和7年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和7年8月31日)

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
雑収入	1,330千円	1,920千円
敷地賃借料収入	440千円	444千円
助成金収入	1,282千円	2,372千円
保険解約金	5,660千円	219千円

2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
支払利息	2,745千円	2,215千円

3 特別利益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
有形固定資産売却益	1,928千円	千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和6年3月1日 至 令和6年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年3月1日 至 令和7年8月31日)
有形固定資産	11,078千円	10,389千円
無形固定資産	605千円	千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	令和7年2月28日	令和7年8月31日
子会社株式	30,350	30,350
計	30,350	30,350

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第13期(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)

令和7年5月30日 中国財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年11月25日

株式会社安芸ゴルフ倶楽部
取締役会 御中

小林明弘公認会計士事務所
広島県福山市

公認会計士 小林 明 弘

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和7年3月1日から令和8年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安芸ゴルフ倶楽部及び連結子会社の令和7年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年11月25日

株式会社安芸ゴルフ倶楽部
取締役会 御中

小林明弘公認会計士事務所
広島県福山市

公認会計士 小林 明 弘

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和7年3月1日から令和8年2月28日までの第14期事業年度の中間会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和7年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和7年3月1日から令和7年8月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。